



2022年5月16日

各 位

会社名 株式会社ヤマザキ
代表者名 代表取締役社長 山崎 好和
(コード番号 6147 東証・スタンダード)
問合せ先 総務部長 今場 浩和
(TEL 053-434-3011)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第62期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第62期定時株主総会での承認を前提として、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取り締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能および監視体制の更なる強化を通じて、より一層のガバナンス体制の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 当社グループの事業の明確化及び多様化に対応するため、事業の目的事項について追加するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年6月29日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～10. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>11.</u> その他前各号に関する古物売買の業務 <u>12.</u> その他前各号に関連または付帯する一切の事業	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～10. (現行どおり) <u>11.</u> 製缶、配管及び鉄骨工事業 <u>12.</u> 機械据付工事請負業 <u>13.</u> 場内作業及び各種請負業務 <u>14.</u> 建物並びに機械類の解体作業 <u>15.</u> その他前各号に関する古物売買の業務 <u>16.</u> その他前各号に関連または付帯する一切の事業
第3条～第13条 (条文省略) (新設)	第3条～第13条 (現行どおり) (電子提供措置等)
第14条～第17条 (条文省略) (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。 (新設)	第14条(1)当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (2)当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(取締役の選任方法) 第19条(1)当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 (2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3)当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第15条～第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条(1)当会社の取締役(<u>監査等委員</u> であるものを除く。)は、 <u>10</u> 名以内とする。 (2)当会社の監査等委員である取締役(以下、「 <u>監査等委員</u> 」といふ。)は、 <u>5</u> 名以内とする。
(取締役の任期) 第20条(1)当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(取締役の選任方法) 第20条(1)当会社の取締役は、 <u>監査等委員</u> とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 (2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3)当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第21条(1)当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(取締役の任期) 第21条(1)当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2)前項の規定にかかわらず、 <u>監査等委員</u> の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条(1) 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(3) 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条(1) 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役</u>の中から選定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、<u>監査等委員でない取締役</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条(1) 当会社の取締役会の招集通知は、取締役および<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条(1) 当会社の取締役会の招集通知は、取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 28 条 当会社の取締役会の議事については、法務</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 30 条 当会社の取締役会の議事については、法務</p>

現 行 定 款	変 更 案
省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席取締役 <u>および監査役</u> が記名押印または電子署名を行う。	省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席取締役が記名押印または電子署名を行う。
第 29 条 (条文省略)	第 31 条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置)	(監査等委員会の設置)
第 30 条 当会社は、 <u>監査役および監査役会</u> を置く。	第 32 条 当会社は、 <u>監査等委員会</u> を置く。
(監査役の員数)	(削 除)
第 31 条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
(監査役の選任方法)	(削 除)
第 32 条(1) 当会社の監査役は、株主総会の決議によつて選任する。 (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。	(削 除)
(監査役の任期)	(削 除)
第 33 条(1) 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
(常勤監査役)	(削 除)
第 34 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役の報酬等)	(削 除)
第 35 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第 36 条(1) 当会社の監査役会の招集通知は、監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。 (2) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第 33 条(1) 当会社の監査等委員会の招集通知は、監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。 (2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法)
	第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 37 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会</u>において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 35 条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令および定款に定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 38 条 当会社の監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>が記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 36 条 当会社の監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>が記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条(1) 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第 44 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(1) 当会社は、第 62 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2) 第 62 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定期定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>項の定めるところによる。 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>(3) 第 14 条(電子提供措置等)の新設は、<u>2022 年 9 月 1 日</u>(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>(4) <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>